

大麻取締法改正案の審議で質問に立ちました



参議院議員・薬剤師 神谷政幸

令和5年10月20日に開会された臨時国会で「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」が審議され、12月5日の参議院厚生労働委員会で質問に立ちました。大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、①大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備、②大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、③大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずることが改正の趣旨です。

委員会では、薬物乱用における一次予防、使用罪が規定されていなかった理由、いわゆる大麻グミによる健康被害拡大防止、今後の大麻規制、エピソードレックスへの期待、医療用大麻の定義と大麻解禁というイメージの払拭、学校薬剤師への期待と今後の支援拡充についてそれぞれ質問を行いました。

特に、たとえ違法薬物を勧められても「ダメ。ゼッタイ。」ときっぱりと断り、自分の体を大切にすること。自分の人生の主人公は自分だという趣旨の下に学校薬剤師として取り組んできた経験を踏まえ、薬物乱用防止の一次予防効果に対する評価と学校薬剤師活動に対する期待、今後の支援拡充について質しました。政府参考人から、我が国は諸外国と比較して極めて低い薬物の生涯経験率を維持することができており、これは学校薬剤師を含め薬物乱用防止指導員等の関係者が小学校、中学校、高等学校等で行う薬物乱用防止教育の成果である。今後とも、低い生涯経験率を有する我が国の特徴を維持したい。そして、学校薬剤師に対する最新の薬物情報に基づいた教育コンテンツに関する研修の実施と、活動に対する支援の充実を行う旨の回答を得ました。

